

東大阪市 NPO・市民活動団体広報紙設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が提供する NPO・市民活動団体広報紙設置ラック（以下「ラック」とする）を活用した、NPO・市民活動団体の活動等における広報紙の設置に関して、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 市民への情報提供の場に寄与するとともに、団体の活動周知の場を提供することにより、NPO・市民活動の促進を目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において「NPO・市民活動団体（以下「団体」とする）」とは東大阪市内に事務所がある又は東大阪市内で活動する NPO 法人及び市民活動団体をいう。但し、政治、宗教、営利活動等、特定目的のために組織されている団体を除く。

(申請団体)

第4条 ラックへ設置できる団体は東大阪市市民活動情報サイトに登録した団体とする。

(設置要件)

第5条 設置できる団体の広報紙は、団体紹介や活動内容等、団体の活動を促進する内容のもの（団体が実施する催事やイベントを除く）とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する広報紙は設置しない。

- (1) 公序良俗に反する情報
- (2) 法令に反するまたは法令に反する行為に結びつく恐れのある情報
- (3) 他の団体または第三者の著作権など、知的財産権を侵害する情報
- (4) 他の団体または第三者の財産・プライバシーを侵害する情報
- (5) 他の団体または第三者を誹謗又は中傷する情報
- (6) 選挙活動、政治活動、宗教活動、営利活動またはこれに類似する情報
- (7) その他、市長が適当でないと認めた情報

(設置場所)

第6条 ラックは東大阪市役所本庁舎5階に設置する。

(基準日及び設置期間等)

第7条 基準日を3月1日とし、設置期間は4月1日から翌年3月31日までの最長1年

間とする。ただし、基準日及び設置期間内にラック設置数を超える申請があった場合、設置期間の初日から起算し3月ごとに、広報紙の入れ替えを行うものとする。

(設置の種類等)

第8条 団体における掲示物は、原則として1団体あたり1種類とする。ただし、1種類を超えて設置を希望する場合は、市長との協議によるものとする。

- 2 設置する広報紙の部数は1つの依頼につき、最大50部までとする。
- 3 設置する広報紙は団体が用意するものとする。

(申請)

第9条 設置を希望する団体は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) NPO・市民活動団体広報紙設置申請書兼同意書(様式第1号)
- (2) 設置を希望する広報紙の見本

(審査及び承認)

第10条 市長は前条の規定による申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、NPO・市民活動団体広報紙設置承認決定通知書(様式第4号)またはNPO・市民活動団体広報紙設置不承認決定通知書(様式第5号)により、申請した団体に通知するものとする。

(申請内容の変更)

第11条 団体は申請内容、住所、電話番号等に変更が生じたときは、NPO・市民活動団体広報紙設置申請記載事項変更届(様式第2号)により速やかに市長に届出なくてはならない。

(設置辞退の届出)

第12条 設置を辞退する団体は、NPO・市民活動団体広報紙設置辞退届(様式第3号)を市長に提出するものとする。

(承認取消)

第13条 市は、次の各号のいずれかに該当するときは、団体の承諾の有無に関わらず、設置の承認を取り消すことができる。

- (1) 団体からNPO・市民活動団体広報紙設置辞退届の提出があった場合
- (2) 東大阪市民活動情報サイトの登録抹消及び登録を更新しなかった場合
- (3) 不正な申請または行為があった場合
- (4) 届出の内容及び広報紙の内容に虚偽または誤りがあった場合
- (5) 本要綱に違反した場合

(6) その他、市長が必要と認めた場合

2 市は、承認を取り消した団体に対して、提出書類等の返却義務を負わないものとする。

(設置の一時停止及びラックの撤去)

第14条 市は、団体の承諾を受けることなく、設置の一時停止または、一定の予告期間において、ラックを撤去することができる。

2 市は、撤去により、団体に対して提出書類等の返却義務を負わないものとする。

(免責)

第15条 市は、設置の一時停止及びラックの撤去に起因する団体又は第三者が被った被害について、一切の責任を負わないものとする。

2 市は、利用者が広報紙により得た情報等の正確性や適合性について、一切の責任を負わないものとする。

3 団体は、広報紙の情報に関し、団体同士または第三者と紛争が生じた場合は、自己の費用と責任をもってこれを解決するものとし、市に損害を与えてはならない。

(要綱の変更)

第16条 市は、合法的かつ一般的良識から逸脱しない範囲で、本要綱の内容の一部を団体へ通知することなく変更することができる。

(雑則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

この要綱は平成29年3月2日から施行する。

附則

この要綱は令和元年5月1日から施行する。